

全軟野連発第 70 号

平成 30 年 3 月 9 日

理事長 殿

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

専務理事 宗像豊巳



連盟一般会員の登録（連盟規程第 7 条 2 項及び第 10 条 1 項）に係る  
事務処理について

拝啓 向春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきましては、ご承知のとおり昨年より理事会に於いて審議され、平成 30 年度より登録を開始することが決議されております。

詳細については継続審議の事項もありますが、名簿の提出は登録に必要であることから、各支部に於いて名簿作成を始めて頂きたく、様式をお送りします。

別紙、説明、登録用紙記載見本のとおり、作業を進めて下さい。

この登録様式は全軟連ホームページからのダウンロードが出来るようになります。

8 月末日まで登録受付を延期させていただきます。

宜しく願いいたします。

以上

(担当：事務局 吉田)

## 一般会員の登録について（考え方と注意事項）

- 1、登録の種類は、【役員】【審判員】【賛助会員】の3種となります。
- 2、役員、審判員は、所属における役職を記載して下さい。
- 3、「どこまで登録の範囲になりますか」との質問を多く頂いておりますが、連盟規程に明記されているのは、  
[理事、監事、評議員（ここまでは全軟連の役員）、支部役員、末端支部役員、加盟団体役員及び連盟公認審判員その他連盟の目的、事業に賛同する者]と定義されており、今回は、  
支部役員⇒【役員】  
末端支部役員⇒【役員】  
連盟公認審判員⇒【審判員】  
その他連盟の目的、事業に賛同する者⇒【賛助会員】  
に該当します。
- 4、「所属」については、重複があると思いますので、上位の所属または、あくまでもご本人の選択により、1か所でご登録ください。  
また、役員、審判で重複されている場合にもご本人で選択下さい。
- 5、理事会に於いて、「一般会員として登録されている会員の方は、軟式野球連盟の公認マークの使用が許諾され、連盟表彰の対象となる」という事は決定しています。  
公認バッジやワッペン、マーク入りの帽子やシャツを着用される方、名刺に連盟のマークを入れる方、表彰の対象と成り得る方は「登録会員」と考えて下さい。
- 6、【その他】で登録される方は、特に支部、末端支部での役職は入れず、貴支部から登録するにあたっての関わりを記載して下さい。
- 7、名簿の作成は、必ず名簿の様式に変更を加えないで作成して下さい。支部に於いて必要な事項を加えるなど支部での管理上必要な変更が有れば、別に保存して下さい。くれぐれも全軟連へ提出頂く名簿は全く様式、内容に変更を加えていない物を提出するようお願いします。

## 都道府県支部No.一覧

支部	支部No.	支部	支部No.
北海道	1	滋賀	25
青森	2	京都	26
岩手	3	大阪	27
宮城	4	兵庫	28
秋田	5	奈良	29
山形	6	和歌山	30
福島	7	鳥取	31
茨城	8	島根	32
栃木	9	岡山	33
群馬	10	広島	34
埼玉	11	山口	35
千葉	12	香川	36
東京	13	徳島	37
神奈川	14	愛媛	38
山梨	15	高知	39
新潟	16	福岡	40
長野	17	佐賀	41
富山	18	長崎	42
石川	19	熊本	43
福井	20	大分	44
静岡	21	宮崎	45
愛知	22	鹿児島	46
三重	23	沖縄	47
岐阜	24		